

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三条 削除</p>	<p>（業務の代理又は媒介） 第三条 規則第十三条第七号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に規定する金融庁長官の指定するものの資金の貸付けに係る業務の代理又は媒介とする。</p>

改正案	現行
<p>第二条 削除</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第三条 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の五 第一項第八号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録</p>	<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第一条 長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条第五号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に規定する金融庁長官の指定するものの資金の貸付けに係る業務の代理又は媒介とする。</p> <p>（現金自動支払機等）</p> <p>第三条 規則第四条の五第一項第八号に規定する金融庁長官が別に定める機械は、次に掲げる機械とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）</p>

を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者

三（略）

2（略）

第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者

三（略）

2（略）

平成十八年金融庁告示第九十二号（銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者</p> <p>三 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者</p> <p>三 （略）</p>

平成十八年金融庁告示第九十三号（信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>貸金業法</u>（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者</p> <p>三 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>貸金業の規制等に関する法律</u>（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者</p> <p>三 （略）</p>

平成十八年金融庁告示第九十四号（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者</p> <p>三 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者</p> <p>三 （略）</p>

平成十八年金融庁告示第十七号（労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件）  
 厚生労働省

改 正 案	現 行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者</p> <p>三 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者</p> <p>三 （略）</p>